

高齢者虐待防止のための指針

利用者の尊厳を守り、虐待の未然防止・早期発見・適切な対応と再発防止を徹底します。

運営法人	株式会社 PilinaOne
対象事業所	ひゅっげ訪問看護リハビリステーション ひゅっげケアプランサポートセンター
所在地	〒721-0952 広島県福山市曙町5丁目13-8

第1条 目的・適用範囲

本指針は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）および介護保険サービスに係る運営基準等の趣旨を踏まえ、株式会社 PilinaOne が運営する上記2事業所において、利用者の権利擁護と虐待の発生・再発の防止に必要な体制および対応の基本方針を定める。職員は年齢・障害・疾病の有無を問わず、すべての利用者の人格と尊厳を尊重する。

第2条 虐待防止に関する基本方針

- ・利用者の意思と尊厳を尊重し、身体的・心理的・性的・経済的な虐待および介護・世話の放棄・放任を容認しない。
- ・虐待の疑いを含めて早期発見に努め、事実の確認と安全確保を行い、必要な行政通報・関係機関連携を適切かつ迅速に行う。
- ・虐待発生の背景にある疾病、生活状況、介護負担、職場環境等も把握し、利用者の保護と養護者への支援を両立させる。
- ・虐待を指摘・相談・通報した利用者、家族、職員等を不利益に取り扱わない。

第3条 虐待の種類と把握

高齢者虐待防止法における高齢者虐待には、養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待があり、主に次の5類型に区分される。

身体的虐待	暴行、外傷を生じさせる行為、不適切な身体的拘束等
介護・世話の放棄・放任	必要な介護・医療・生活上の支援を著しく怠ること等
心理的虐待	著しい暴言、威圧、無視、拒絶的な対応等
性的虐待	本人が同意しない性的な行為またはその強要等
経済的虐待	財産の不当な処分、本人からの不当な財産上の利益の取得等

※ セルフ・ネグレクトは高齢者虐待防止法上の5類型とは区別されるが、心身の安全が損なわれるおそれがあるときは、関係機関と連携し支援する。

第4条 虐待防止検討委員会・組織体制

- ・法人は両事業所合同の「虐待防止検討委員会」を設置する。委員は各事業所管理者および必要な職員で構成し、委員長は法人が指名する者とする。
- ・各事業所の管理者を「虐待防止担当者」とし、相談受付、報告調整、研修・指針の運用、必要な通報および再発防止策の実施を担う。
- ・委員会は少なくとも年1回および必要時に開催し、指針・研修、相談・報告体制、通報方法、事例分析、再発防止策と効果の検証を行う。議事概要と決定事項を記録し、守秘に配慮して職員へ周知する。

第5条 職員研修

- ・全職員を対象に、虐待の防止・早期発見、適切なケア、相談・通報、権利擁護等の研修を年1回以上実施する。
- ・新規採用時にも虐待防止に関する研修を実施する。受講状況、内容、実施日等を記録し、未受講者に補講等を行う。

第6条 日常的な予防と支援

- ・本人の同意と意思決定支援を基本とし、説明のない処置、威圧的な言動、不適切な金銭管理等を防ぐ。
- ・身体的拘束等は原則として行わない。生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、切迫性・非代替性・一時性を慎重に検討し、必要な説明・検討・記録を行う。
- ・訪問看護では身体所見、服薬・栄養・衛生・受療状況等、居宅介護支援では生活状況、サービス利用、養護者の介護負担等を継続して評価し、両事業所および関係機関で必要な情報を共有する。

第7条 虐待または疑いを把握した際の初動

- ・まず利用者の安全を確保し、傷病への応急対応・受診・救急要請等を必要に応じて実施する。
- ・日時、発見経緯、本人の発言、客観的な所見、対応内容等を事実と推測を分けて記録する。写真等の取扱いは本人の権利と個人情報に配慮する。
- ・職員は速やかに各事業所の虐待防止担当者へ報告する。担当者不在時は他方の事業所管理者または法人責任者へ連絡する。
- ・市町村への通報は、虐待の確証が得られるまで待つ必要はなく、職員自身の法令上の通報義務を内部報告手順によって妨げない。

第8条 行政への通報と関係機関との連携

養介護施設従事者等による虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止法に従い、発見した職員等が速やかに市町村へ通報する。養護者による虐待が疑われる場合は、生命・身体に重大な危険が生じているときは速やかに市町村へ通報し、それ以外の場合も速やかな通報に努める。本人の安全や通報者の保護に配慮し、必要な範囲で行政、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所等と連携する。

福山市の高齢者虐待相談・通報窓口：福山市高齢者支援課 TEL 084-928-1065（所在地が福山市以外の場合は当該市町村に通報・相談する）

切迫した危険があるときは、必要に応じて110番・119番を優先する。虐待が疑われる者への情報提供や家族への連絡は、本人の安全確保を優先して慎重に判断する。

第9条 相談・報告および苦情解決体制

利用者・家族・職員・関係者は、各事業所の管理者に虐待に関する相談・苦情を申し出ることができる。管理者が関係する場合は、他方の事業所管理者または法人責任者に申し出ることができる。受付内容を記録し、事実確認・必要な保護・説明・改善を行い、相談者の意向と安全に配慮して結果を伝える。必要時は市町村、国民健康保険団体連合会等の外部窓口にも相談できる。

相談先（事業所）	連絡先
ひゅっげ訪問看護リハビリステーション	084-982-7532
ひゅっげケアプランサポートセンター	084-999-4570

第10条 成年後見制度等の利用支援

判断能力の低下により契約や財産管理等の支援が必要な利用者には、本人の意思と権利を尊重し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等に関する情報を提供する。必要に応じて家族、地域包括支援センター、市町村、専門職等と連携し、利用につながるよう支援する。

第11条 通報者の保護・個人情報・記録の取扱い

相談・通報したことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。通報者や利用者の秘密および記録は適切に管理し、虐待対応に必要な範囲で法令に従い情報を共有する。委員会議事録、研修記録、相談・通報・対応経過、再発防止策と効果検証の記録を整備し、法令および法人の文書管理規程に従い保存する。

第12条 指針の閲覧・公表および改定

本指針は事業所内に備え置き、利用者・家族その他の関係者がいつでも閲覧できるようにするとともに、法人または各事業所のホームページに掲載する。関連法令・通知の改正、委員会の検討結果、運用上の課題等を踏まえ、必要に応じて見直す。

附則

本指針は、両事業所に共通する高齢者虐待防止の基本指針とする。実施に必要な連絡体制、委員会の運営、研修、個別事案の対応等の詳細は法人内で定め、継続的に運用する。

作成日：2026年10月20日 対象：訪問看護・居宅介護支援 2事業所共通

参考法令・公的資料（2026年10月確認）：高齢者虐待防止法／指定居宅サービス等の運営基準／指定居宅介護支援等の運営基準／厚生労働省「高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等」「国マニュアル（令和8年3月改訂）」／福山市「高齢者の相談窓口」。

公的資料：mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html | city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenkosuishin/341362.html